

最高裁秘書第105号

平成29年1月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

法曹会発行の「司法大観（裁判所の部）」（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

平成28年4月12日付け（同月13日受付）

2 答申番号

平成28年度（最情）答申第40号

3 判断及びその理由

上記1(1)の司法大観（裁判所の部）を司法行政文書開示手続の対象とし、同文書につき改めて開示等の判断を行うこととした。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）